

答 申 第 3 5 9 号
平成 2 4 年 3 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 3 月 1 0 日付け保指第 2 6 1 4 号による下記の諮問について別紙
のとおり答申します。

記

諮問第 4 5 2 号

平成 2 3 年 1 月 1 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 3 年 1 月 1 3
日付け保指第 2 1 8 3 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対
する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年1月13日付け保指第2183号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 送達されていない書類を送達したことにしている。（以下「申立人の主張1」という。）
- (2) 送達したことにしているのは、送達されると行政訴訟に発展し、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）職員とその上司（健康福祉部長、健康福祉部次長）が、『鋸南町が国保基盤安定負担金（軽減分）を水増し請求し、それを承知で上述千葉県職員が支払っている事実』が明らかとなることを隠ぺいするためである。（以下「申立人の主張2」という。）
- (3) 送達されたとする裁決書は県職員に都合のよい推定（送付した他の郵便物の配達記録の番号を送達した際の番号とすること。）によるものである。（以下「申立人の主張3」という。）
- (4) 同裁決書では、国保料の審査請求に対し、千葉県国民健康保険審査会（以下「千葉県国保審査会」という。）が平成18・19年度の鋸南町国保の各賦課総額の算出方法を妥当としていたのが否定されるのを隠ぺいするため、平成20年度の同各賦課総額の算出方法を鋸南町が弁明しないまま裁決していた。（平成18・19年度の同各賦課総額の算出方法を鋸南町は弁明しているが、各賦課総額は水増しされていた。平成20年度の国保料の審査請求では、その水増し方法を明らかにした事実を証明したので鋸南町に同賦課総額を明らかにさせなかった。）（以下「申立人の主張4」という。）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（関係政令含む）では、審査請求人へは送達すべきなのに送付としていた上記県職員ら（総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）職員も確認しない重過失がある。）に問題がある。送達とする書類は1件1件送達しなければ、送達の確認が

できないのは明らかである。まとめて送付することなどあり得ず、上述(2)、(4)の不正の隠ぺいのため、送達していない書類を送達したことにしている。送付と送達の違いを県職員が理解できないなら問題がある。(以下「申立人の主張5」という。)

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成22年12月21日付けで「H21、1、14付裁決書（H20、8、16付審査請求分）がいつ送達されたのかがわかる書類（送達日がわかる書類）」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) また、平成22年12月21日の開示請求時に異議申立人に対し行った聞き取り調査において「送達日がわかる書類」とは、保険指導課の平成21年1月14日付け裁決書の謄本の施行年月日（通知日）がわかる書類及び政策法務課の平成21年1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証であるとのことであった。

2 本件決定について

本件請求に係る行政文書は、政策法務課及び保険指導課で保有する行政文書であることから、実施機関は、本件請求のうち、保険指導課が保有する行政文書を次のとおり特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

なお、本件請求のうち、政策法務課が保有する行政文書については、別途決定が行われている。

3 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求及び開示請求時の聞き取り調査の結果から、本件請求に係る行政文書として、保険指導課が保有する平成20年8月16日に千葉県国保審査会に審査請求が提起され、平成21年1月14日付けで行われた裁決の送達を行うための決裁文書（以下「本件文書」という。）を以下のとおり特定した。

(1) 千葉県国保審査会及び事務手続について

千葉県国保審査会は、国民健康保険の保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分不服がある者が行った審査請求について、審査し、裁決を行っている。

さらに、千葉県国保審査会において裁決を行う際には、裁決書を作成しており、裁決の送達を行うため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項の規定により、送達を受けるべき者に当該裁決書の

謄本を郵便で送付している。

(2) 対象文書の特定の経緯について

ア 保険指導課においては、千葉県国保審査会、千葉県後期高齢者医療審査会及び千葉県介護保険審査会に関する事務を所掌しているが、平成21年1月14日に裁決がなされたのは千葉県国保審査会に係るもののみである。

そして、平成21年1月14日の千葉県国保審査会では、7件の裁決がなされ、そのうち平成20年8月16日に審査請求が提起されたものは1件のみである。

イ 当該裁決書の謄本の送付については、本件文書により事務処理が行われている。本件文書の内容は、決裁が終わった起案用紙、裁決書の謄本の奥書証明の案文、裁決書の正本、審査請求人及び処分庁宛ての裁決書の謄本の送付文書の案文、裁決書の謄本の写し並びに審査請求人及び処分庁宛ての裁決書の謄本の送付文書の写しから構成されている。

なお、本件文書の施行日は平成21年1月22日と記されているところであり、当該裁決書の謄本は、審査請求人及び処分庁に対し同日付けで郵便により送付しているところである。

よって、本件請求のうち保険指導課が保有する行政文書については、本件文書が該当するものである。

4 条例第8条第2号該当性について

本件文書には、個人の氏名、住所が記載されており、条例第8条第2号に規定する、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するため、氏名及び住所を除いた全ての本件文書を公開としたところである。

5 異議申立ての理由について

(1) 申立人の主張1、2及び5の前段部分について

千葉県国保審査会の運営については、国民健康保険法第102条に、「この章及び行政不服審査法に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手続に関して必要な事項は、政令で定める。」とされており、裁決の送達は、行政不服審査法第42条第2項の規定により「送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行う。」とされ、通常、裁決書の謄本を郵便で送付することになっている。

本件請求にいう、平成21年1月14日付けの千葉県国保審査会の裁決書（平成20年8月16日付け審査請求分）の送達については、本件文書の施行日にあるとおり、当該裁決書の謄本を平成21年1月22日に政策法務課に依頼して、同日、配達記録郵便により送付したものである。

配達記録郵便により送付された郵便物は、受取人が受け取ることができなかった場合、配達先郵便局に留め置かれ、受取人の申し出により指定日に再送ができ、7日間経過しても配達できなかった場合は送付元に返送されることとなるが、平成21年1月22日に送付した当該裁決書の謄本は返送されなかった。

このため、行政不服審査法第42条第2項の規定により送達されたものと判断できる。

以上のことから、異議申立人の主張は当たらない。

(2) 申立人の主張3及び5の後段部分について

(1)で述べたとおり、本件文書の施行日が平成21年1月22日付けであること、千葉県国保審査会の裁決書の謄本については配達記録により送付を行っており、同日の郵便料金集計システムの中に配達記録を行った記録もある。

また、平成21年1月14日に開催し、裁決した千葉県国保審査会における裁決書の謄本は、審査請求人ごとに全て平成21年1月22日に送付しており、異議申立人に係る審査請求は3件裁決されたことから、平成20年8月16日に提起された審査請求を含む3件の裁決書の謄本を関係書類1件とともに1通において送付したところである。

以上により、異議申立人の主張は当たらない。

(3) 申立人の主張4について

裁決書の内容に係る主張は本件請求と関係のないものであるため、異議申立人の主張に理由はない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

- (1) 実施機関は次に掲げる理由から、①保険指導課が保有する、平成20年8月16日に審査請求が提起され、平成21年1月14日付けで行われた裁決の裁決書の謄本が送付された日が分かる行政文書、及び②政策法務課が保有する、平成21年1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証のうち配達記録に係るもの（以下①及び②を「本件請求に係る対象文書」という。）の開示を求めているものと判断しているとのことである。

ア 本件請求について、行政文書開示請求書に記載された「H21、1、14付裁決書（H20、8、16付審査請求分）がいつ送達されたのかわかる書類（送達日がわかる書類）」とは、本件請求時に異議申立人に確認したところ、「保険指導課の平成21年1月14日付け裁決書の謄本の施行年月日（通知日）がわかる書類及び政策法務課の平成21年

1月22日の書留・配達記録郵便物等受領証」であること

イ 平成20年8月16日に審査請求が提起され、平成21年1月14日付けで行われた裁決の裁決書の謄本は、保険指導課が配達記録郵便で送付していること

(2) 実施機関の上記説明に不自然・不合理な点はなく、本件請求に係る対象文書以外の行政文書の開示を求めていると思料される特段の事情も認められないことから、本件請求は、本件請求に係る対象文書の開示を求めているものと認められる。

2 本件決定及び本件異議申立てについて

本件決定は、実施機関の説明要旨2のとおりである。これに対し、異議申立人は、平成23年1月15日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件文書の特定について

実施機関は、本件文書の特定については、実施機関の説明要旨3のとおりと説明するので、その妥当性について検討する。

(1) 本件文書は、千葉県国保審査会に提起された審査請求に係る裁決書の謄本の送付に係る決裁文書であり、次のとおり構成されている。

ア 決裁が終わった起案用紙

イ 裁決書の謄本の奥書証明の案文

ウ 裁決書の正本

エ 審査請求人宛ての裁決書の謄本の送付文書の案文

オ 処分庁宛ての裁決書の謄本の送付文書の案文

カ 裁決書の謄本の写し

キ 審査請求人宛ての裁決書の謄本の送付文書の写し

ク 処分庁宛ての裁決書の謄本の送付文書の写し

当審査会において本件文書を見分したところ、上記ア、キ及びクの施行年月日には「平成21年1月22日」との記載が認められ、上記ウ及びカには「審査請求人から平成20年8月16日付けで提起された、国民健康保険料の賦課処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。」と記載されていることが認められた。

また、本件文書に係る千葉県国保審査会の開催状況、裁決及び裁決書の謄本の送付等については、実施機関の説明要旨3(2)のとおりであるという実施機関の説明に不自然な点はない。

(2) 保険指導課は、千葉県国保審査会、千葉県後期高齢者医療審査会及び千葉県介護保険審査会に関する事務を所掌していることが認められ、念のため、当審査会事務局職員をして確認させたところ、千葉県国保審査会で行われた裁決以外に、平成21年1月14日付けで行われた裁決は確認できなかった。

(3) 以上のことから、実施機関が本件文書を特定したことは妥当である。

4 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件文書には、個人の氏名及び住所が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第8条第2号本文に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

本件文書に記載されている個人の氏名及び住所は、その内容及び性質から、本号ただし書に該当しない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 3月10日	諮問書の受理
平成23年 8月 3日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 8月12日	異議申立人の意見書の受理
平成23年10月28日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成23年11月25日	審議
平成24年 2月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年2月24日現在)